

概要版

一人一人の子どもが輝く
学校人権教育推進プラン
(小学校・中学校・義務教育学校版 [教職員用])



平成31年4月

鳥取市教育委員会

【鳥取市人権教育基本方針】

学校人権教育を進めるにあたって

1 人権をめぐる状況

世界では人権に関する様々な諸条約が締結され、我が国でも平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」がそれぞれ施行されるなど、法の整備等が進んできています。しかし、人権を侵害する事象が未だに現存している状況の中、子どもたちに豊かな人権感覚を育み人格形成の基礎を培いたいと考えます。

2 学校人権教育がめざすもの

学校教育においては、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」、「自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」など、[生きる力]を育む教育活動を進めています。

一人一人の子どもたちが自他の人権を尊重する主体者として生き生きと輝く学校をつくるために、人権教育では、次のことをめざします。

○ 自分の大切さとともに他の人の大切さを認める

「自尊感情」（自分自身に対してプラスの評価をする感情）を育てる

○ 本来もっている能力を発揮し自己実現を図る

様々な教育活動の中で一人一人の子どもよさを見つけ、本来もっている力を引き出す

○ 人と人とが豊かにつながり共に生きる

ちがいを排除するのではなく、ちがいを豊かさにとらえることのできる感性を培っていく

3 学校人権教育推進の4つの側面

人権のための教育（人権を尊重する主体を育てる）

自尊感情や他者の思いや願いを敏感にとらえることができる感性、人権を尊重できる技能と態度を育てる

人権としての教育（子どもたちがもっている能力を最大限に伸ばす）

教育を受けることそのものが人権であるという観点から、学習機会が奪われることのないよう十分な配慮やきめ細かな教育等、子どもたちがもっている能力を最大限に伸ばす

人権が尊重される教育（人権が大切にされた環境で学ぶ）

一人一人の子どもが、かけがえのない存在として互いのよさを認め合い、個性を伸ばし合うことができる学級づくりを進め、すべての子どもにとって安全で安心できる場とする

人権についての教育（人権について理解を深める）

「普遍的な視点からのアプローチ」（人権に関する知識や概念、技能を学ぶ）と「個別的な視点からのアプローチ」（具体的な人権問題を学ぶ）との双方向からの取り組みを大切にする

豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成

学校教育目標

めざす子ども像

人権教育がめざすもの

- ・自分の大切さとともに他の人の大切さを認める
- ・本来もっている能力を発揮し自己実現を図る
- ・人と人との豊かにつながり共に生きる

自分の人権を守り他の人の人権を守るための実践的な行動

人権に関する知的理解

人権感覚

態度

知識

技能

・自尊感情 ・コミュニケーション能力 ・エンパワメント

人権についての教育

人権についての理解を深める

- ・生命、環境の大切さについて
- ・人権に関する宣言、規約について
- ・人権の歴史について
- ・さまざまな人権問題について 等

行動につなげる技能を育てる

- ・豊かな感性を育む
- ・豊かな人間関係づくり
- ・コミュニケーション能力の育成
- ・協力して解決する方法 等

・生命を大切にする ・自分を育てる ・共に生きる ・社会をつくる

すべての教育活動を通して

各教科・特別の教科 道徳・特別活動・総合的な学習など

人権としての教育

子どもたちがもっている能力を最大限に伸ばす

- ・さまざまな課題を有する子どもたちの教育保障
- ・どの子にも基礎学力を保障する

人権教育の基盤

人権が尊重される教育

人権が大切にされた環境で学ぶ

- ・安全が守られている教育環境
- ・安心できる雰囲気づくり
- ・個性を重視した教育
- ・自主性や主体性を重視した活動を大切にする

教職員が人権尊重理念について十分理解し、児童生徒が自らの大切さが認められていることを実感できるような環境づくりに努める

